



金沢市消防局からのお知らせ

## 消防訓練計画通知書の消防署提出について オンライン手続きが可能となりました

スマートフォン・パソコンから手続きできます！

消防訓練計画通知書とは？

消防法施行令別表第一（１）～（４）項、（５）項イ、（６）項、（９）項イ、（１６）項イ又は（１６の２）項の防火対象物の防火管理者は、消防訓練を実施する場合に、あらかじめ、その旨を消防機関に通知する必要があるため、その際に提出する書類。

○下記 URL もしくは QR コードから「金沢市電子申請サービス」へアクセスしてください。

・ URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-kanazawa>

・ QR コード



アクセス後、検索バーに下のとおり  
入力して検索してください。



キーワードで手続きを探す

消防訓練計画通知書



※ 1. オンライン手続き以外の場合は、管轄消防署へ消防訓練計画通知書を提出するか、FAX 送信してください。

※ 2. 訓練機材の貸出し、職員の派遣が必要な場合は、管轄消防署へご連絡ください。

### 【お問い合わせ先】

中央消防署 予防係 TEL:076-280-5041 FAX:076-280-5043  
駅西消防署 予防係 TEL:076-280-6094 FAX:076-280-6095  
金石消防署 予防係 TEL:076-280-7037 FAX:076-280-7039